

羽曳野市木材利用基本方針

令和 8 年 8 月

羽曳野市

第1 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

国において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和 3 年法律第 77 号、以下「促進法」という。）に改正され、戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を向かえていることから、木材利用による森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて森林の CO2 吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置付けられた。また、民間事業者においても事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努めるものとされており、木材利用促進の対象を公共建築物から民間事業者も含めた建築物一般に拡大された。

併せて「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」も改正され、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が新たに示された（令和 3 年 10 月 1 日本材利用促進本部決定）。

この促進法では、建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務とされており、民間事業者においては木材利用に努めるほか、国や地方公共団体が実施する木材利用の施策への協力に努めるとされている。

また、大阪府においては、平成 23 年 12 月策定の「大阪府木材利用基本方針」が令和 4 年 5 月に改正された。

本市においては、令和 2 年 11 月に「羽曳野市木材利用基本方針」を策定し、府内産材の利用に努めてきたところであるが、促進法第 12 条の規定に基づき、府の基本方針改正にふまえ、市の基本方針を改正する。

第2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「公共建築物」とは、市内に整備される法第 2 条第 1 項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、庁舎も含む。
- (2)「脱炭素社会」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会をいう。
注）閣法「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」における定義より
- (3)「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- (4)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 本市が整備する建築物等における木材利用の目標

1 建築物における木材利用の推進

多数の市民が身近に接する建築物はPR効果が高いことから、他法令等で制限のない限り木造化を推進する。また非木造施設も含めて、木質化を推進する。

なお、木造・木質化においては木材の利用を進める。

2 土木工事等における木材利用の推進

本市が実施する土木工事や施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所積極的に木材利用を進める。

3 備品及び消耗品における木材利用の推進

本市が所管する建築物における備品及び消耗品の導入にあたっては、可能な限り木材を使用した製品を導入する。

4 使用する木材については、可能な限り府内産材とする。

第4 その他建築物等における木材の利用促進に関する必要事項

1 推進体制

本市は、必要があるときは関係部課間で協議し、全庁的に連携しながら木材の利用に取り組めるよう努める。

また、近隣の各市町村との連携体制により、地域ぐるみの取り組みとして進める。

2 民間事業者への要請

木材利用の活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、民間事業者が整備する建築物等についても積極的な木材利用を要請する。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定締結の申出があったときは、応否の判断を行うとともに、締結後は協定に基づく取組を支援することにより木材利用の促進を図る。

附 則

この基本方針は、令和2年11月30日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和8年8月12日から施行する。